○国土交通省告示第四百七十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

別表一中第百五号を第百十一号とし、第九十八号から第百四号までを六号ずつ繰り下げ、第九十七号を第百二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三	大隈縦貫道路（鹿児島県道鹿屋串良インター線及び鹿屋環状線のうち鹿屋市笠之原町から同市串良町細山田字山之上までの区間の道路をいう。）

別表一中第九十六号を第百一号とし、第八十七号から第九十五号までを五号ずつ繰り下げ、第八十六号を第八十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十	松山外環状道路（一般国道三十三号のうち松山市北井門二丁目から同市井門町までの区間の道路をいう。）
九十一	大洲道路（一般国道五十六号のうち大洲市東大洲から同市北只までの区間の道路をいう。）

別表一中第八十五号を第八十八号とし、第七十二号から第八十四号までを三号ずつ繰り下げ、同表第七十一号中「中区光南」を「西区扇一丁目」に改め、同号を同表第七十四号とし、同表中第七十号を第七十三号とし、第六十五号から第六十九号までを三号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十七	東播磨南北道路（兵庫県道加古川小野線のうち加古川市野口町坂元字一ツ松から同市八幡町上西条字天王山までの区間の道路をいう。）

別表一中第六十三号を第六十五号とし、第四十四号から第六十二号までを二号ずつ繰り下げ、同表第四十三号中「氷見市宇波」を「七尾市千野町」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表中第四十二号を第四十四号とし、第三十三号から第四十一号までを二号ずつ繰り下げ、同表第三十二号中「厚木市上依知字鬼ヶ谷までの区間の道路、八王子市南浅川町から」を削り、「稲敷市沼田字自穢ヶ前」を「千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通」に改め、同号を同表第三十四号とし、同表中第三十一号を第三十三号とし、第十四号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、同表第十三号中「穀田字瀬戸ノ沢」を「富谷字源内」に改め、同号を同表第十五号とし、同表中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二	大館西道路（一般国道七号のうち大館市釈迦内字釈迦内から同市出川字上野までの区間の道路をいう。）

別表一中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九	八戸久慈自動車道（一般国道四十五号のうち八戸市大字櫛引字長平から青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

○国土交通省告示第四百七十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の三第一項第一号ハの規定に基づき、改修工事対象住宅のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので、告示する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

地方税法施行令附則第九条の三第一項第一号ハに規定する改修工事対象住宅のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　居室
二　調理室
三　浴室
四　便所
五　洗面所
六　納戸
七　玄関
八　廊下

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の三第一項第一号ニの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

地方税法施行令附則第九条の三第一項第一号ニに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の三第一項第一号ホの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第四項に規定する高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

地方税法施行令附則第九条の三第一項第一号ホに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地方税法附則第十五条の九第四項に規定する高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

一　介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
二　階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
三　浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
イ　入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
ロ　浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
ハ　固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
ニ　高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
四　便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
イ　排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
ロ　便器を座便式のものに取り替える工事
ハ　座便式の便器の座高を高くする工事
五　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
六　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）